

人権のまちづくり 三原則

差別の現実に根ざす原則

つまり 校区に住む人々の人権状況から出発していくこと

豊かな関係づくりの原則

つまり 「出会い」や「つながり」を大切にしていくこと

住民参加の原則

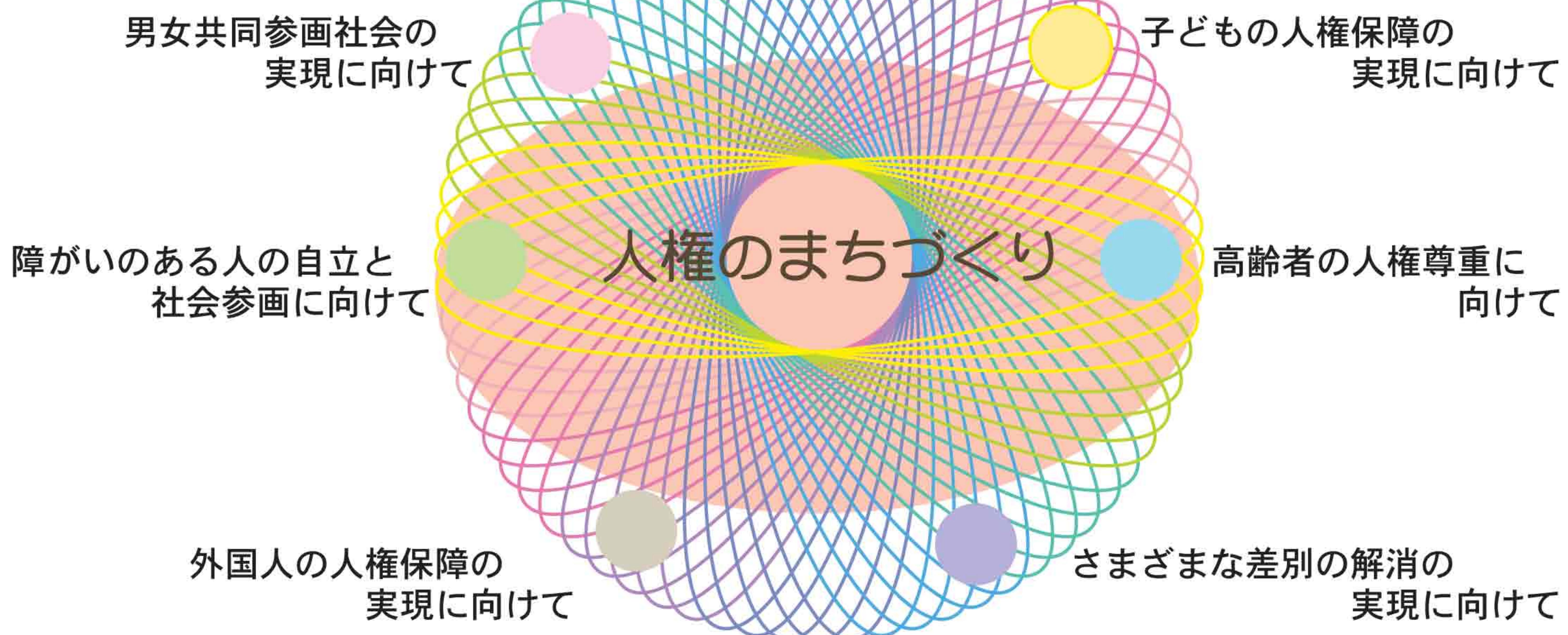
つまり 地域住民を活動の主体としていくこと

人権教育啓発推進法の制定

2000年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。小都市ではこの法を踏まえて小都市人権教育・啓発基本計画を策定しました。

..... 小都市人権教育・啓発基本計画の七つの分野

同和問題の解決に向けて



さまざまな分野でスクラムを組み、人権という糸を紡ぎながら、差別の無い、市民一人ひとりの
人権が保障される「小郡・人権のまちづくり」を市と市民が協働して、取り組んでいきましょう！